# 令和８年度　第２回自動車検査員教習のご案内

一般社団法人熊本県自動車整備振興会

令和８年度　第２回自動車検査員教習試問は、令和９年２月３日（水）に実施されます。この試問を受けるためには、熊本運輸支局が行う自動車検査員教習（４日間）の受講が必要条件となります。希望者は、教習受講申込書を提出下さいますよう、ご案内します。

記

1. 教習受講資格
（1）　教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において 1 年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6 月以上）の実務の経験（電子制御装置整備のみを行う事業場での実務経験を除く）を有する者であること。かつ、教習受講申込者は、直近の整備主任者（法令）研修を受講していること。
（2）　道路運送車両法第 94 条の 4 第 4 項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。
（3）　道路運送車両法の規定に違反（検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。
※（2）、（3）については「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える

2. 教習受講申込の受付期間及び受付場所
・受付期間　　令和８年 11 月 30 日（月）から１２月４日（金）
（注）土・日・祝日除く（9 時から 17 時まで）
・受付場所　　一般社団法人熊本県自動車整備振興会教育課
（注）本人持参、代理の場合は委任状添付（郵送不可）

3. 申請方法
自動車検査員教習受講申請書（一般社団法人熊本県自動車整備振興会にて配布）に必要事項を記入し、受付期間に受付場所窓口へ提出お願いします。
◎必要書類
①自動車検査員教習受講申請書
②整備主任者として選任されていた期間の就業証明書
③申請者の住所、氏名を明記した封筒２枚（長３封筒）　※切手１１０円を貼る
④整備士資格を証明する写し（技能検定合格証書又は、整備士手帳）
⑤証明写真 1 枚（タテ 4.5ｃｍ×ヨコ 3.5ｃｍ）※申請前 6 か月以内のもの
⑥申請時に申請者の印鑑を持参ください。（シャチハタ不可）

4. 教習日程及び定員
◎　教習の日時　令和９年１月１３日（水）から１月１６日（土）　9 時から 17 時

| 教習日 | 教　習　内　容 | 時　間 | 教　習　内　容 | 時　間 |
|---|---|---|---|---|
| 1 月 13 日 | 基礎法令 | 9 時～12 時 | 整備関係法令等 | 13 時～17 時 |
| 1 月 14 日 | 検査関係法令等 | 9 時～12 時 | 検査関係法令等 | 13 時～17 時 |
| 1 月 15 日 | 検査実施方法（計算含む） | 9 時～12 時 | 検査用機器の構造と取り扱い | 13 時～17 時 |
| 1 月 16 日 | 検査関係（完成検査実技） | 9 時～12 時 | 検査関係（完成検査実技） | 13 時～17 時 |

※出席時間数が不足の場合は、終了試問を受験できなくなりますので、予めご了承願います。

次ページに続く

◎定員９０名

5. 教習並びに修了試問の日時及び実施場所
（1） 教習修了試問の日時　令和９年２月３日（水）　10 時から
（2） 教習及び修了試問場所
・教習の座学会場　契約後決定
・教習の実習会場　契約後決定
・教習修了試問の会場　契約後決定
※場所については、教習案内文に記載します。※郵送します。

6. 教習資料、講師等
（1） 教習資料
・自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
・自動車検査用機械器具の構造と取扱い
・自動車検査員必携
・自動車整備関係法令と解説
・自動車検査員の完成検査実施マニュアル（基礎編）
※教習資料代は、予定価格 22,029 円（税込）◇変更になる場合が有ります。
（注意）資料注文書は、一般社団法人熊本県自動車整備振興会です。
受講申込時に教習資料代のお支払いをお願いします。
（2） 講　師
運輸支局職員の他、自動車技術総合機構の職員、自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等

7. 申請書記入上の注意事項
① 申請書は必ず本人が記載内容を確認する
② 氏名は戸籍に記載されているものと同じ字で記載して下さい。
③ 申請書並びに就業証明は「ホームページの記入例」を参考に記入して下さい。
（消せるボールペン、修正液、修正テープは使用不可）
④ 事業場名については、「認証書」通り正確にご記入下さい。
⑤ 申請書および添付書類に不備があった場合は教習を受講できない場合が有ります。※記載内容の誤記入が無いように、ご注意下さい。

8. 注意事項
自動車検査員教習実施要領「第 9 条の教習受講の特例」に該当する教習試問のみの対象者が、教習試問を申込、教習試問日に欠席した場合は、教習試問を受け不合格となったものとして取扱う。

9. 問い合わせ先

一般社団法人熊本県自動車整備振興会　教育課　096－243-6668